

岩手県告示第266号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

令和2年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸宮古海岸高浜地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点19までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点19と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度36分29秒49787、東経141度57分28秒68557
- 基点2 北緯39度36分28秒74201、東経141度57分30秒01147
- 基点3 北緯39度36分20秒60666、東経141度57分22秒22933
- 基点4 北緯39度36分19秒01226、東経141度57分20秒49639
- 基点5 北緯39度36分19秒30817、東経141度57分20秒06088
- 基点6 北緯39度36分18秒71546、東経141度57分19秒27768
- 基点7 北緯39度36分17秒57057、東経141度57分17秒77726
- 基点8 北緯39度36分16秒49837、東経141度57分16秒18969
- 基点9 北緯39度36分15秒02294、東経141度57分13秒64672
- 基点10 北緯39度36分13秒74141、東経141度57分10秒96324
- 基点11 北緯39度36分08秒75334、東経141度56分58秒50655
- 基点12 北緯39度36分09秒40132、東経141度56分58秒27706
- 基点13 北緯39度36分11秒83556、東経141度57分02秒17677
- 基点14 北緯39度36分15秒27252、東経141度57分10秒94070
- 基点15 北緯39度36分16秒70134、東経141度57分13秒54323
- 基点16 北緯39度36分20秒29143、東経141度57分18秒74332
- 基点17 北緯39度36分22秒43442、東経141度57分20秒92054
- 基点18 北緯39度36分28秒89917、東経141度57分27秒09087
- 基点19 北緯39度36分29秒30757、東経141度57分27秒62577

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。